

山梨県国土利用計画審議会傍聴要領(案)の概要

傍聴定員

傍聴定員 ... 国土利用計画審議会を所掌する知事政策局長が会場の収容人員を考慮して設定 報道関係者の席は別に確保

傍聴の手続

傍聴手続 ... 審議会開催情報の中で、傍聴の受付日時や定員等を周知
事務局は、所定の受付日時・場所で傍聴希望者を受付
傍聴定員まで、先着順に傍聴者として決定
傍聴券を交付

報道関係者の取材活動には、可能な限り配慮

傍聴の制限

傍聴券を有しない場合のほか、審議妨害等のおそれが明らかであると認められる場合には、傍聴することができない。

秩序の維持

傍聴者等の遵守事項 ... 会議の秩序を乱し、審議の妨害になるような行為を禁止
「傍聴の心得」を傍聴者等に配付

「傍聴の心得」

- 1 会議の秩序の維持
 - (1) 傍聴者及び報道関係者(以下「傍聴者等」という。)は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
 - (2) 傍聴者等が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、退場していただく場合があります。
- 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
傍聴者等は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。
 - ア 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
 - ウ 会場において、飲食及び喫煙を行わないこと。
 - エ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

秩序の維持 ... 会議の円滑な運営を図るために、会長は

- ・傍聴者等に必要な指示をし、また、事務局に指示させることができる。
- ・傍聴者等が上記の指示に従わないときは、退場させることができる。

その他

特別委員会を設置した場合の傍聴の取り扱いについては、この傍聴要領の例による。

山梨県国土利用計画審議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、山梨県国土利用計画審議会（以下「国土利用計画審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴定員）

第2条 傍聴を認める者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下「傍聴者」という。）の数（以下「傍聴定員」という。）は、会議の都度、知事政策局長が会議の会場の収容人員等を考慮して定める。

（傍聴手続及び傍聴者の決定）

第3条 傍聴を希望する者（報道関係者を除く。）は、国土利用計画審議会の事務局（以下「事務局」という。）があらかじめ周知した傍聴の受付日時及び受付場所に集合するものとする。

2 事務局は、前項の規定により集合した者の受付を行い、その数が前条の規定により定めた傍聴定員に達するまで順次、傍聴者として決定し、傍聴券を交付する。

（取材活動に対する配慮）

第4条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

2 事務局は、傍聴を希望する報道関係者の受付を行い、傍聴券を交付する。

（傍聴することができない者）

第5条 次の者は、傍聴のために会議の会場に入場することができない。

- (1) 傍聴券を所持しない者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴者等の守るべき事項）

第6条 傍聴者及び傍聴を行う報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

（秩序の維持）

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

（傍聴の心得）

第8条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付する。

（特別委員会への準用）

第9条 第2条から第8条までの規定は、国土利用計画審議会の特別委員会について準用する。

（実施細目）

第10条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。